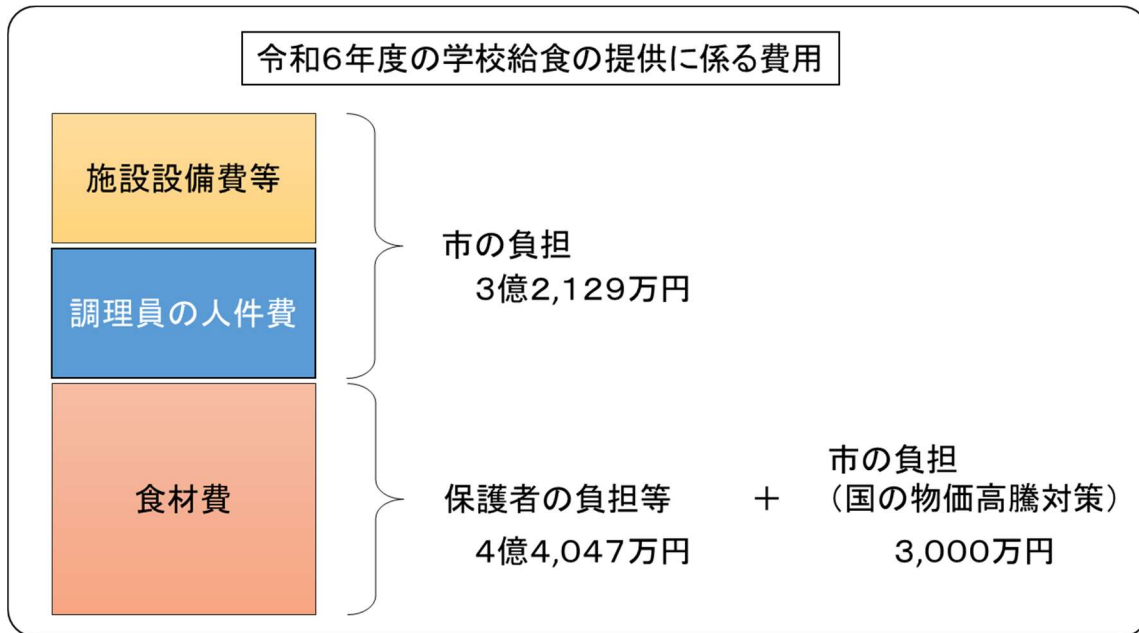


令和6年度からの学校給食費について

教育委員会保健体育課

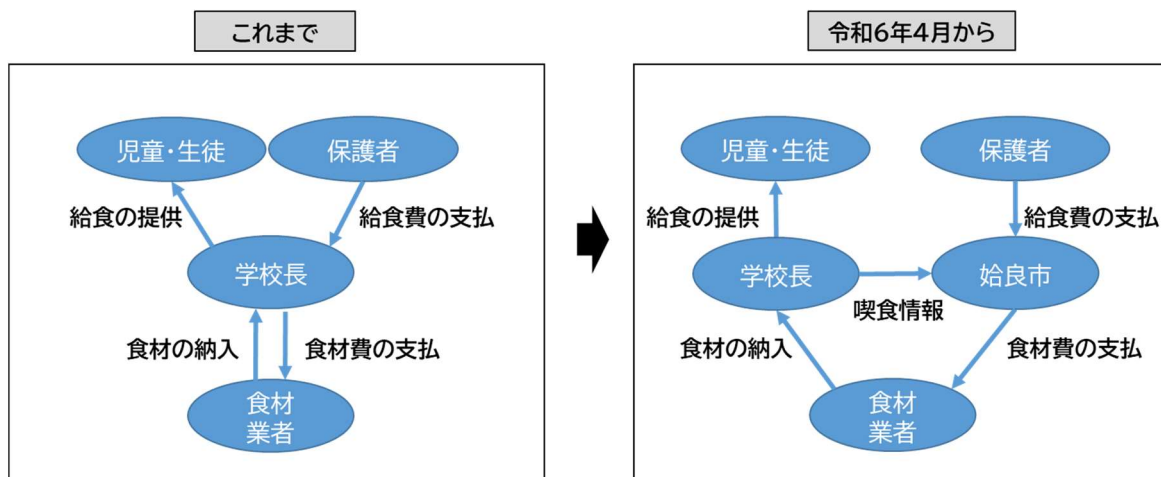
1 概要

学校給食は、学校給食法により学校給食の食材は保護者の負担とされ、これまで各学校で学校給食費を集め管理してきましたが、始良市では、教員の業務負担軽減や保護者の利便性に加え、徴収・管理業務を一元化することで事務の効率化や安定的な学校給食の提供など、多くの効果が見込まれることから、令和6年度（令和6年4月1日）から学校給食費及び幼稚園給食費を全て市で管理することになりました。



2 市で管理することによる変更点

- ①学校給食費の納付先と管理が学校から市になります。
- ②学校給食費の納付回数及び納付時期が市内の学校で統一されます。
- ③指定金融機関による口座振替又は納付書払いになります。
- ④学校給食費の滞納により遅延損害金が発生する場合があります。
- ⑤食材納入業者に対する支払いは全て市から行います。



裏面に続く

3 令和6年度の学校給食費額及び軽減措置

学校給食費を市で管理することに伴い、学校給食費の納付方法、期限、学校給食費の月ごとの徴収額を市立幼稚園、小学校、中学校ごとで統一します。

なお、学校により給食提供日数が異なることから、第11期（3月納付分）で日数が異なる分を調整します。

本市では、令和4年度、令和5年度に国からの物価高騰対策の交付金を活用し、各学校及び給食センターに対して食材の物価高騰分（10%～18%）の補助金を交付し、学校給食費を令和3年度の額から値上げすることなく給食を提供してきました。

令和6年度の上半期分について、これまで同様、国からの物価高騰対策の交付金を活用し保護者の負担を軽減します。下半期分は現時点では令和3年度以前と同じく給食の食材費の全額が保護者負担になります。

令和6年度 ○○小学校の学校給食費

給食提供日数 上半期 90日・下半期 105日
1食あたり単価 上半期 240円・下半期 270円

期別	納付期限	学校給食費の額		軽減額
		学校給食費	物価高騰対策による軽減後の月額	
第1期	5月31日	5,000円	4,200円	△800円
第2期	6月30日	5,000円	4,200円	△800円
第3期	7月31日	5,000円	4,200円	△800円
第4期	8月31日	5,000円	4,200円	△800円
第5期	9月30日	5,000円	4,200円	△800円
第6期	10月31日	5,000円	5,000円	0円
第7期	11月30日	5,000円	5,000円	0円
第8期	12月31日	5,000円	5,000円	0円
第9期	1月31日	5,000円	5,000円	0円
第10期	2月末日	5,000円	5,000円	0円
第11期	3月31日	3,950円	3,950円	0円
合計		53,950円	49,950円	△4,000円

※第11期の納付額については、学校行事や学級閉鎖等の実施状況より給食提供日数に応じて変更する場合がございます。

4 こんなときは

転校される場合や入院などで長期にわたり給食を停止する場合、PTAで試食会を開催する場合などで提出が必要な書類があります。詳しくは下に掲載するQRコードで確認し、学校にお問い合わせください。